以下の案件について、区民の皆さんからのご意見を受け付けています

１ 案件の名称

第四次足立区環境基本計画（案）

２ 公表資料

【施策等の案】
・第四次足立区環境基本計画（案）
・計画の概要

【関連する資料】
・足立区環境審議会答申（※）

３ 公表方法及び公表場所

（１）区のホームページへの掲載
（２）環境部環境政策課（区役所本庁舎南館１１階）での閲覧及び配布
（３）区民事務所、中央図書館、区政情報課（区役所本庁舎中央館２階）、政策経営課（区役所本庁舎南館９階）での配布
※ 関連する資料の「足立区環境審議会答申」は、原則として区のホームページでご覧いただくか、環境部環境政策課での閲覧のみになります。詳しくはお問合せください。

４ 意見の募集方法

（１）意見の募集期間

令和８年１１月１３日（金）～ 令和８年１２月１４日（月）

（２）意見を提出できる人

ア　本区に居住、勤務又は在学する方
イ　本区に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体
ウ　施策等の案に直接的な利害関係を有する方

（３）意見の提出方法

以下のア～エのいずれかの方法により下記「お問合せ先」までご提出ください。いただいたご意見は**「全文（足立区が文字起こししたもの）」を公表**させていただきます。

ア　窓口への持参（庁舎開庁日の午前８時30分から午後５時までにご持参ください）
イ　郵送（募集期間末日までの消印のものを有効とします）
ウ　ファクシミリ
エ　意見受付フォーム（オンライン申請システム）への入力
➡この案件に関する区ホームページの「意見受付フォーム」ボタンからリンク

※　「全文」の公表を**希望されない方**は、ご意見の最初に「全文公表希望なし」のように追加記入いただくなどの方法によりお申し出ください。この場合は、ご意見の「全文」ではなく**「概要」のみ公表**させていただきます。
※　上記によらず、個人を識別できる情報や、第三者の権利利益を害するおそれがある情報などの場合はご意見の全部又は一部を削除させていただくことがあります。

（４）意見の提出様式

- 様式の指定はありません（様式自由）。
- 「（２）意見を提出できる人」の要件を確認するため、住所及び氏名又は名称（法人や団体の場合は代表者名も明記）は必ず記載してください。記載がないとパブリックコメントとして受け付けることができません。
- 題名に“パブリックコメント「第四次足立区環境計画（案）」への意見”とご記入ください。

※ 意見を提出された方の住所・氏名・名称・代表者名は公表しません。

５ 意見募集の趣旨

足立区環境基本計画は、足立区環境基本条例第８条に基づき区の施策を環境の視点から整理・体系化し、環境の保全に関する基本的方向を示す計画です。

区では、2022（令和４）年３月に地球温暖化による環境への影響や環境に関わる様々な社会状況の変化に対応するため、第三次足立区環境基本計画の改定を行い、これまで取組みを進めてきました。

第四次足立区環境基本計画では、第三次足立区環境基本計画改定版の進捗管理を行う中で浮き彫りとなった課題である「意識啓発や行動変容を促す仕組み」や、「新たなCO_2削減目標の設定」などを中心に検討を進め、区民、事業者等団体と意識を共有し、環境保全や地球温暖化対策を推し進めていくための施策や行動指針等を示すことを目的としています。

今回は、この計画案について、皆様からのご意見を募集いたします。

６ 意見の全文、概要及び区の考え方の公表予定時期

公表予定時期【令和９年１月頃】

- いただいたご意見は、ご意見の「全文」と「概要」、それに対する区の考え方などをとりまとめた上で、担当課窓口にて閲覧及び配布を行うとともに、区のホームページでお知らせする予定です。
- なお、いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

【 施策等の案についてのお問合せ先（意見の提出先）】

足立区環境部環境政策課計画推進係
住所：〒120-8510　足立区中央本町１-１７-１（区役所本庁舎南館１１階）
電話：03(3880)6049　　ＦＡＸ：03(3880)5604
電子メール：kankyo-keikakutanto@city.adachi.tokyo.jp

【パブリックコメント制度全般についてのお問合せ先 】

足立区政策経営部政策経営課（区役所本庁舎南館９階）
電話：03(3880)5811　　ＦＡＸ：03(3880)5610
電子メール：seisaku@city.adachi.tokyo.jp